

## 水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件

### ○環境省告示第五十四号（令和六年八月五日）

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	
<p>農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準(昭和46年3月農林省告示第346号。以下「基準告示」という。)第4号イの環境大臣が定める基準は、次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の水質汚濁予測濃度(基準告示第4号イに規定する水質汚濁予測濃度をいう。)が、それぞれ同表の基準値の欄に定める濃度を超えないこととする。</p>	
農 薬 の 成 分	基 準 値
(略)	
3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1-, 2-チアゾール-5-カルボキサニリド(別名イソチアニル)	0.074mg/ 1
(略)	
S-(4-クロロベンジル) = ジエチルカルバモチオアート(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	0.02mg/ 1
(略)	
2', 6'-ジブromo-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1, 3-チアソール-5-カルボキシアニリド(別名チフルザミド)	0.037mg/ 1
(略)	
4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸イソプロピルアンモニウム(別名MC PAイソプロピルアミン塩)、4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸エチル(別名MC PAエチル)及び4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸ナトリウム(別名MC PAナトリウム塩)	4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸(別名MC PA)として 0.016mg/ 1
3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキシアミド(別名イプロジオン)	0.05mg/ 1
1, 1-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコートジクロリド又はパラコート)	0.016mg/ 1

改 正 前	
<p>昭和63年3月農林省告示第346号(農薬取締法第4条第1項第6から第9までに掲げる場合に該当するかどうかの基準。以下「基準告示」という。)第4号イの環境大臣が定める基準は、次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の水質汚濁予測濃度(基準告示第4号イに規定する水質汚濁予測濃度をいう。)が、それぞれ同表の基準値の欄に定める濃度を超えないこととする。</p>	
農 薬 の 成 分	基 準 値
(略)	
3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1-, 2-チアゾール-5-カルボキサニリド(別名イソチアニル)	0.074mg/ 1
(略)	
S-(4-クロロベンジル) = ジエチル(チオカルバマート(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	0.02mg/ 1
(略)	
2', 6'-ジブromo-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1, 3-チアソール-5-カルボキシアニリド(別名チフルザミド)	0.037mg/ 1
(略)	
4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸イソプロピルアンモニウム(別名MC PAイソプロピルアミン塩)、4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸エチル(別名MC PAエチル)及び4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸ナトリウム(別名MC PAナトリウム塩)	4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸(別名MC PA)として 0.016mg/ 1
(新設)	
(新設)	